

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 福島県

農業委員会名： 会津若松市

I 農業委員会の状況(令和5年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和2年7月20日

任期満了年月日 令和5年7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	2

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	18	18	13

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	2,412
農業経営体数	1,762

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	2,459
女性	1,028
40代以下	183

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	300
基本構想水準到達者	121
認定新規就農者	21
農業参入法人	2
集落営農経営	10
特定農業団体	0
集落営農組織	10

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	5,700	1,030			6,730

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	6,730 ha	4,280.1 ha	63.6 %
課題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加や農地の分散等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。 集落営農の進展や農業委員及び農地利用最適化推進委員によるあっせん活動、農地中間管理事業等の活用により農地の流動化は年々進んではいるものの、地域計画の策定支援などを通して認定農業者等の担い手への農地利田集積は更なる取組が必要である。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	11 年度	集積率	85 %
今年度の新規集積面積	131.2 ha	農地面積(C)	6,730 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	4,411.3 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	65.5 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	15.1 ha	農地面積(F)	6,510 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	4,295.3 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	66.0 %
目標に対する達成状況(H)/(E)	100.8 %		

農業委員会の点検結果	農地面積が減少したため前年度の集積率を上回ったが、集落単位での集積に係る取り組みが少なかったことから、新規集積面積や年度末集積面積は目標を下回る結果となった。
------------	---

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	
		うち黄区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
14.0 ha	6.0 ha	8.0 ha	
課題	農業従事者の減少や高齢化により、農地が新たに遊休化している現状において、①再生利用にあたっては、地域の担い手等による農地利用の促進を、②発生防止にあたっては、会津若松市農政部等と連携し、地域計画の策定や多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度の活用を促す必要がある。 また、農地中間管理機構の運用においては、「緑区分」や「黄区分」であっても「借受基準」に合致しないとして一律「借受不可」となってしまうことから、借受に向けた積極的な判断を求める必要がある。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	1.5 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	0.3 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	8.8	ha
--------------------------	-----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	福島県会津農林事務所、会津若松市、福島県農地中間管理機構と協議し「工程表」を策定する。
-------------------------	---

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	1.7	ha
---------------------------	-----	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	0.49	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	165.0	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	福島県会津農林事務所、会津若松市、福島県農地中間管理機構と協議し「工程表」を策定した。
-------------------------	---

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.4	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	8月		9月～10月	
	1号遊休農地の面積	12.9 ha	うち緑区分の遊休農地	3.3 ha
		うち黄区分の遊休農地	9.6 ha	
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	11月～12月		1月～2月	

農業委員会の点検結果	1号遊休農地は、緑区分の遊休農地は2.7ha減少したが、黄区分の遊休農地は1.6ha増加した結果、全体としては1.1haの減少にとどまった。 1号・2号遊休農地の全てを対象に利用意向調査を行う等、積極的に活動した。 令和5年11月に5.9haについて非農地判断を行った。
------------	---

(3) 新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者	令和4年度新規参入者
		2 経営体 1.5 ha	2 経営体 0.2 ha
課題	親元就農件数は一定程度確保されているが、農外からの就農者は生活基盤や資本装備が脆弱であるため、参入件数は少ない。また、米価の低下を受け志向する経営作目が施設野菜が大半を占めているが、連担した畑を確保することが困難である。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
		338 ha	389 ha	504 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	41.0 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		58.9	ha
公表URL		(その他の公表方法)	事務局内に掲示
目標に対する達成状況(B)/(A)		143.5	%
(参考)新規参入者の参入状況		参入経営体数	1 経営体
		取得農地面積	0.3 ha

農業委員会の点検結果	農政部局等との連携により、令和5年度の新規就農者3名のうち1名が農外からの就農者であり、一定の実績を上げることができた。農外からの就農者の経営内容は、施設野菜や露地野菜の集約的農業である。農外からの新規就農者は、高齢化等により離農を志向する農業者の畑の使用収益権を取得し参入する事例が多いことから、農地の権利移動面積は1経営体当たり0.3ha程度である。
------------	---

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	8 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	19 人
		農地利用最適化推進委員の人数	18 人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
6月	新規参入の促進	農業次世代人材投資事業の交付対象者に対し、会津若松市農政部局、会津農林事務所、JA等の専属担当者による「サポートチーム」を編成し随時相談に応じているが、当該月は対象者を訪問し聞き取りや現地確認を行いながら新規就農者の営農に係る指導を行う。
8月	遊休農地の発生防止・解消	農地法第30条第1項の規定による「農地利用状況調査」を行い、遊休農地の有無や程度について現地調査により確認し、その後の遊休農地解消のための指導や非農地判断の基礎資料を作成する。
11月	新規参入の促進	農業次世代人材投資事業の交付対象者に対し、会津若松市農政部局、会津農林事務所、JA等の専属担当者による「サポートチーム」を編成し随時相談に応じているが、当該月は対象者を訪問し聞き取りや現地確認を行いながら新規就農者の営農に係る指導を行う。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
6月	新規参入の促進	農業次世代人材投資事業の交付対象者に対し、会津若松市農政部局、会津農林事務所、JA等の専属担当者による「サポートチーム」を編成し随時相談に応じているが、当該月は対象者を訪問し聞き取りや現地確認を行いながら新規就農者の営農に係る指導を行った。
8月	遊休農地の発生防止・解消	農地法第30条第1項の規定による「農地利用状況調査」を行い、遊休農地の有無や程度について現地調査により確認し、その後の遊休農地解消のための指導や非農地判断の基礎資料を作成した。
11月	遊休農地の解消	農地法第32条の規定による農地の「利用意向調査」を実施し、土地所有者等の農地の利用の意向を確認し、農地中間管理事業や農業委員等によるあっせんなどに誘導し、遊休農地解消に向けた資料を作成した。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	10 回
---------------	------

開催時期	随時	相談会名	新規就農者に係る就農相談会等
参加者数	新規就農者の農地所在地の地区委員	開催場所	未定
相談会の内容	会津若松市農政部局が主催する新規就農者に係る就農相談会、青年等就農計画認定審査会、農業次世代人材投資事業中間評価等に参加し、「農地」に係る課題等について専門的視点から指導・助言を行う。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	10 回
---------------	------

開催時期	令和5年4月26日 10:00	相談会名	青年等就農計画認定審査会
参加者数	3名	開催場所	会津若松市役所河東支所
相談会の内容	農外就農者の青年等就農計画認定審査会へ審査員として参加し、農業技術の実態や地元との調和、経営の考え方等について確認を行い、今後の指導の方向性等を確認した。		
開催時期	令和5年7月13日 13:30	相談会名	新規就農希望者事前聴取会
参加者数	4名	開催場所	会津若松市役所河東支所
相談会の内容	農外就農者の営農計画等を確認する就農前聴取会へ相談員として参加し、農業技術の実態や地元との調和、経営の経営の考え方等について確認を行い、今後の指導の方向性等を確認した。		
開催時期	令和5年10月5日 14:00	相談会名	農業次世代人材投資事業中間評価
参加者数	6名	開催場所	会津若松市役所河東支所
相談会の内容	農業次世代人材投資資金を受給している農外就農者の受給2年終了後に実施される中間評価に評価員として参加し、評価対象者の現場における営農の実態を報告するとともに、今後の規模拡大等に向けての助言を行った。		
開催時期	令和6年2月13日 15:00	相談会名	新規就農希望者事前聴取会
参加者数	3名	開催場所	会津若松市役所河東支所
相談会の内容	親元就農者の営農計画等を確認する就農前聴取会へ相談員として参加し、農業技術の実態や地元との調和、経営の経営の考え方等について確認を行い、今後の指導の方向性等を確認した。		
開催時期	令和6年2月14日 10:00	相談会名	新規就農希望者事前聴取会
参加者数	3名	開催場所	会津若松市役所北会津支所
相談会の内容	農外就農者の営農計画等を確認する就農前聴取会へ相談員として参加し、農業技術の実態や地元との調和、経営の経営の考え方等について確認を行い、今後の指導の方向性等を確認した。		
開催時期	令和6年3月5日 15:30	相談会名	新規就農希望者事前聴取会
参加者数	6名	開催場所	会津若松市役所河東支所
相談会の内容	親元就農者の営農計画等を確認する就農前聴取会へ相談員として参加し、農業技術の実態や地元との調和、経営の経営の考え方等について確認を行い、今後の指導の方向性等を確認した。		
開催時期	令和6年3月5日 16:00	相談会名	新規就農希望者事前聴取会
参加者数	36名	開催場所	会津若松市役所河東支所
相談会の内容	農外就農者の営農計画等を確認する就農前聴取会へ相談員として参加し、農業技術の実態や地元との調和、経営の経営の考え方等について確認を行い、今後の指導の方向性等を確認した。		
開催時期	令和6年3月11日 10:30	相談会名	農業次世代人材投資事業中間評価
参加者数	5名	開催場所	会津若松市役所河東支所
相談会の内容	農業次世代人材投資資金を受給している農外就農者の受給2年終了後に実施される中間評価に評価員として参加し、評価対象者の現場における営農の実態を報告するとともに、今後の規模拡大等に向けての助言を行った。		
開催時期	令和6年3月27日 10:00	相談会名	青年等就農計画認定審査会
参加者数	5名	開催場所	会津若松市役所河東支所
相談会の内容	親元就農者の青年等就農計画認定審査会へ審査員として参加し、農業技術の実態や地元との調和、経営の考え方等について確認を行い、今後の指導の方向性等を確認した。		

開催時期	令和6年3月28日 15:30	相談会名	農地あっせん相談
参加者数	3名	開催場所	会津若松市役所河東支所
相談会の内容	新規就農を希望する企業及び個人の農地のあっせんに向け、適切な農地の選定のため就農計画の聞取りを実施した。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

新規就農希望者が例年よりも少なかったが、必要に応じて1名に対し複数の聞取り調査等を実施するなどきめ細かい指導を行ったことから、計画どおりの結果となった。

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	0
目標に対し期待を上回る結果が得られた	0
目標に対して期待どおりの結果が得られた	0
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	37

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名：福島県
 農業委員会名：会津若松市

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	7月は通常の総会と委員改選に伴う総会を開催。

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		41 件	うち許可	41 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	25 日	処理期間(平均)	20 日
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表	公表している	していない

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定					
	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任					
	○	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任				
1年間の処理件数	22 件	うち許可相当	22 件	うち不許可相当	0 件	
処理期間	標準処理期間	申請書受理から	40 日	処理期間(平均)	20 日	

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	6,510 ha	年度末時点の違反転用面積	2.83 ha
	違反転用解消のために実施した活動内容	・既存違反転用者への継続した指導等、及び新規違反転用の早期発見(11月15日、11月30日) ・地区委員のパトロールによる違反転用の早期発見(通年) ・違反転用防止への取組として、市内全体の農地パトロールやチラシ配布(5月30日) ・来庁相談者に対し、違反の未然防止説明や追認許可への誘導(随時) ・全農家に対する違反転用防止チラシの配布(1日)		
実 績	違反転用解消面積	0.15 ha		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入